平成27年度 林野関係補正予算の概要

林野関係合計 592 億円

(単位:百万円)

項目	補 正 追 加 額		
	非公共	公 共	計
合板•製材生産性強化対策事業	29,000		29,000
違法伐採緊急対策事業	200		200
輸出促進緊急対策のうち 木材製品輸出特別支援事業	100		100
地域材利用拡大緊急対策事業	1,800		1,800
森林·林業人材育成対策	300		300
シカ被害対策緊急捕獲等事業	100		100
森林整備事業·治山事業		22,010	22,010
「森林整備事業		17,066	17,066
治山事業		4,944	4,944
山林施設災害復旧等事業		5,686	5,686
計	31,500	27,696	59,196

(参考) 計数は、四捨五入のため合計とは一致しない場合がある。

平成27年度林野関係補正予算の重点事項

<u>総額 592億円</u>

公 共:277億円 非公共:315億円

うちTPP関連対策:293億円

※は新規事業

「TPP関連政策大綱」に基づく施策の推進

合板・製材の国際競争力の強化

① 合板·製材生産性強化対策事業「基金化」※

290億円

大規模・高効率の加工施設の整備、当該施設への原料の安定供 給のための間伐・路網整備等を支援

② 違法伐採緊急対策事業 ※

2億円

合法木材の利用促進や現地の違法伐採情報の収集等

高品質な我が国農林水産物の輸出等の需要フロンティアの開拓

〇 輸出促進緊急対策 ※

33億円

うち木材製品輸出

特別支援事業 1 億円

・ 精米・燻蒸等の実証、モモ肉・バラ肉等の輸出体制の整備、牛 乳乳製品の冷凍・輸送技術、果実の低温貯蔵・輸送技術、新たな 木材製品仕様の作成等を支援

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく施策等の 推進

林業の成長産業化・森林吸収源対策の推進

① 地域材利用拡大緊急対策

18億円

・ 住宅分野等における地域材の利用促進や新たな製品・技術の開 発・普及の加速化等を支援

② 森林·林業人材育成対策

3億円

新規林業就業者の確保のため、トライアル雇用(林業への就業 希望者の短期雇用)等を支援

③ 森林整備事業(公共)

171億円

森林の水土保全機能を強化するための間伐等の森林整備を推進

鳥獣被害防止対策の推進

〇 シカ被害対策緊急捕獲等事業

1億円

・ シカによる森林被害が深刻な地域において、地方公共団体等と 連携し、広域かつ緊急的な捕獲等を実施

防災・減災対策等の推進

① 森林整備事業(公共)(再掲)

171億円

・ 森林の水土保全機能を強化するための間伐等の森林整備を推進

② 治山事業(公共)

49億円

・ 集中豪雨等による被害が住宅・公共施設等に及ぶおそれのある 地域における山地災害対策等を推進

合板 · 製材生産性強化対策事業

【29.000百万円】

対策のポイント ―

生産性向上等体質強化のための合板・製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進します。

<背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、TPPによる新たな国際環境の下で、生産性向上等の体質強化を図るための合板・製材工場等の整備とそれらに向けて原木を安定的に供給するため、間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進することが重要です。

政策目標 —

国産材の供給・利用量の増加

(2,174万㎡ (平成25年度) →3,900万㎡ (平成32年度))

<主な内容>

地域材の競争力強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、合板・製材工場等の施設整備とそれらに対し原木を安定的に供給する事業者が行う間伐材の生産及び路網整備等に対して都道府県経由で支援を行います。

また、基金を造成し、複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 木材加工流通施設整備

地域材の競争力強化に資する合板・製材工場及び原木供給の効率化を進めるためのストックヤード等を整備します。

2. 間伐材生産・路網整備

合板・製材工場等に対する原木を低コストかつ安定的に供給するための**間伐材の** 生産及び路網整備等を実施します。

補助率:基金管理団体へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

基金管理団体:民間団体

事業実施主体:都道府県、市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する

団体、地域材を利用する法人等

お問い合わせ先:

事業全体 林野庁計画課 (03-6744-2300)

1の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2290)

2の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)

概要

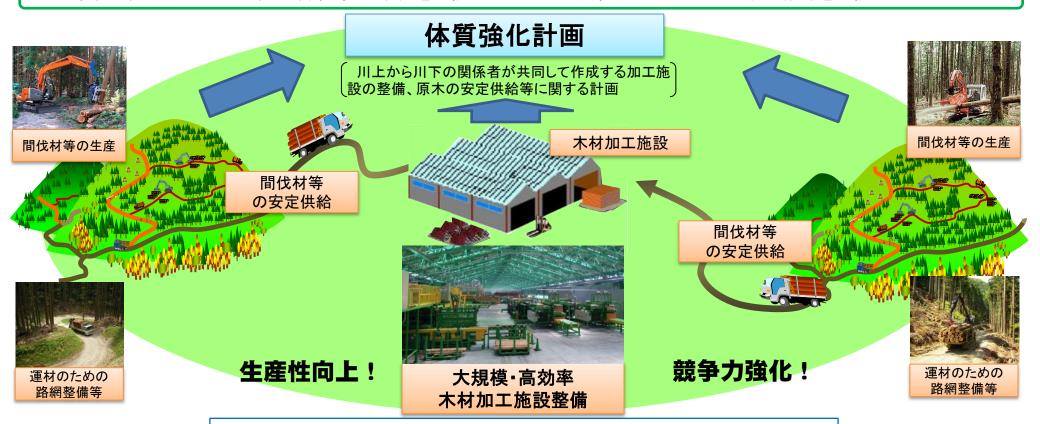
生産性向上等体質強化に向けて、都道府県が川上から川下までの林業・木材産業等関係者と共同で策定した体質強化計画に基づき、①競争力強化に資する大規模・高効率の合板・製材工場等の施設整備、②それらに対し原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に推進。

① 大規模・高効率加工施設の導入

② 間伐材生産·路網整備

■大規模で高効率の加工施設の新規導入・改良を支援

■間伐材の生産及び路網整備等を支援



体質強化計画策定に参画している事業体に対して都道府県経由で支援 (都道府県が木材加工業者、森林組合、流通事業者等と体質強化計画を共同策定)

違法伐採緊急対策事業

【200百万円】

- 対策のポイント ——

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策の充実を図ります。

<背景/課題>

- ・今般大筋合意された**TPP協定の「環境章」**においては、木材生産国の環境破壊や地球温暖化の進行など様々な問題を引き起こす違法伐採について、各国による**違法伐採** の抑止に働く効果的な行政措置の実施等が規定されました。
- ・「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても合法性が証明された木材の 利用促進などの取組を行うとともに、違法伐採対策の実施に必要な情報収集等を行う 必要があります。

政策目標

輸入木材のうち合法性の証明された木材の割合 (38% (平成26年) →70% (平成32年))

<主な内容>

1. 合法木材の利用促進、違法伐採・合法木材に関する認知度の向上

合法木材の利用促進や違法伐採・合法木材に関する認知度向上のため、地域における木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者などによるワークショップの地域毎の開催、そこで検討された内容等を広く流通の末端である中小事業者等にまで広めるためのセミナー等の開催及び各種の広報を行います。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体等)

2. 違法伐採に係る現地情報の収集等

輸入業者等事業者が木材の取引において、違法伐採木材を回避することに向けて、 **違法伐採に係る木材流通実態・事業者動向などの現地情報の収集や、リスク評価に 係る事業者の先進的な取組動向の把握**等を実施します。

> 委託費 委託先:民間団体等

お問い合わせ先:

林野庁木材利用課木材貿易対策室 (03-3502-8063)

概要

大筋合意されたTPP協定において違法伐採に関する各国の行政措置の実施等が規定されたことから、「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、我が国としても、合法木材の利用促進や違法伐採に係る現地情報の収集など対策を充実。

事業内容

〇合法木材の利用促進

- ■ワークショップの開催【地域ブロック毎に開催】
 - 木材流通の専門家、環境問題に関する学識経験者等による課題把握・対応策の提案
- ■セミナーの開催【各地域ブロック内で複数箇所開催】
 - 対象は木材関係中小事業者等(木材製品流通・販売業者、工務店、設計者等)
- ■各種広報



セミナーの開催



合法木材に関する広報(展示)

〇違法伐採に係る現地情報の収集等

- ■生産国における木材流通実態・事業者動向等の把握
- ■合法性のリスク評価に係る事業者の取組動向の把握





生産国における木材流通実態の把握



合法性が証明された木材の利用促進など違法伐採対策を推進

高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策

【13,110百万円】

対策のポイント-

高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大のため、品目ごとの輸出拡大 のための各種取組等を支援します。

<背景/課題>

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、コメ、牛肉、青果物、茶、林産物、水産物 等、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで相手国の関税が撤廃され ことを踏まえ、品目ごとにオールジャパンで輸出に取り組む輸出団体も活用し、輸出 拡大の取組を行う必要があります。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大

(6.117億円 (平成26年) → 1 兆円 (平成32年の前倒しを目指す))

<主な内容>

- 1. 輸出促進に向けた緊急対策
- (1)農畜産物輸出促進緊急対策事業

8,800百万円 2,900百万円

① コメ・コメ加工品輸出特別支援事業 205百万円 共同での精米・くん蒸や包装米飯形態での輸出などの新たなビジネスモデルの 構築に向けた取組の実証、海外でのプロモーション活動の強化、米国向け包装米 飯輸出促進、米輸出拡大のための実践的調査等に対して支援します。

> 委託費、補助率:定額、1/2以内 委託先、事業実施主体:民間団体

② 畜産物輸出特別支援事業

965百万円 国内や輸出先国での輸出に係る諸課題を解決するため、モモ肉・バラ肉等の多 様な部位の輸出に向けた実践的調査、LL牛乳の共同輸送を始めとする牛乳乳製 品の冷凍・輸送技術の実証、海外でのプロモーション活動の強化等を支援します。

補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:民間団体等

③ 青果物輸出特別支援事業

495百万円

青果物の輸出を拡大するため、輸出先国の**植物検疫条件を満たすのに必要な殺** 菌処理機材の整備や、輸出先国の残留農薬基準に合致した品目別農薬使用マニュ アル(防除暦等)の作成等により国内生産・出荷体制の構築を支援するとともに、 低温貯蔵・輸送技術の実証等により輸出先国におけるコールドチェーンの確立等 を支援します。

> 補助率:定額、1/2以內 事業実施主体:民間団体等

茶輸出特別支援事業

235百万円

緑茶の輸出を拡大するため、茶葉の乾燥を短時間で効率的に行うための**新たな** 抹茶加工技術の実証や、緑茶生産において使用される主要な農薬について、輸出 相手国に対し日本と同等の基準を新たに設定申請する取組を支援します。

> 補助率:定額、1/2以内 事業実施主体:農業者の組織する団体、民間団体等力

(2) 木材製品輸出特別支援事業

100百万円

日本の加工技術を活かした輸出向けの新たな木材製品仕様の作成、製品の試作 ・改良等、日本産木材製品のブランド化に取り組むとともに、木材製品の展示・ PRや市場情報の収集・提供等、輸出先国における販売促進活動を支援します。

補助率:定額

【事業実施主体:民間団体】

(3) 水産物輸出拡大緊急対策事業

5.500百万円

① 水産物輸出促進緊急基盤整備事業<公共>

大規模流通·輸出拠点漁港(特定第3種漁港等)を核とした地域において、一貫 した衛生管理の下、集荷·保管·分荷·出荷等に必要な共同利用施設等を一体的に整 備します。

国費率:1/2等

、事業実施主体:国、地方公共団体、水産業協同組合)

② 水産物輸出促進緊急推進事業

水産加工施設のHACCP基準を満たすための改修整備や機器整備への支援、 海外でのプロモーション活動等を実施します。

> (補助率:定額、1/2以内) 事業実施主体:民間団体等)

(4) 日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業

300百万円

海外メディアを活用して幅広い層に日本食や日本産農林水産物・食品についての正しい知識の取得、理解の増進等を促すとともに、料理講習会等の品目横断的なプロモーションを行い、品目別の取組と連動して、日本産農林水産物・食品の購買行動へとつなげる取組を実施します。

(委託費 委託費 委託先:民間団体)

2. 農畜産物輸出拡大施設整備事業

4. 300百万円

・展留屋物間加入施設・開ず来 農畜産物の輸出の拡大に資する生産から流通までの共同利用施設や卸売市場施設 の整備を支援します。

「交付率:都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) 事業実施主体:都道府県、市町村、農業者の組織する団体等)

3. 日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業

10百万円

国際的な取引に通用する日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の策定を推進するため、規格・認証スキーム等の具体的ニーズの調査、普及、活用のための調査等を支援します。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体等

お問い合わせ先:

1の(1)①の事業 政策統括官付農産企画課(03-6738-8964)

1の(1)②の事業 生産局食肉鶏卵課 (03-3502-5989)

1の(1)③の事業 生産局園芸作物課 (03-3502-5958)

1の(1)④の事業 生産局地域対策官 (03-6744-2117)

1の(2)の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)

1の(3)①の事業 水産庁計画課 (03-3502-8491)

1の(3)②の事業 水産庁加工流通課 (03-3502-8427)

1の(4)の事業 食料産業局食文化・市場開拓課

(03-6744-0481)

2の事業(共同利用施設) 生産局総務課生産推進室

(03 - 3502 - 5945)

(卸売市場施設) 食料産業局食品流通課

(03-6744-2059)

3の事業 食料産業局食品製造課

(03-6738-6166)



高品質な我が国農林水産物の輸出促進緊急対策

【平成27年度補正予算額 131億円】

輸出促進に向けた緊急対策

【88億円】

品目別輸出団体も活用し、オールジャパンの体制で輸出拡大に向けた取組を支援。

コメ・コメ加工品輸出特別支援事業

【12億円】

≪主な事業内容≫

- 共同での精米・くん蒸や包装米飯 形態での輸出などの取組実証
- 〇 プロモーション活動の強化
- 〇 包装米飯輸出促進
- 〇 米輸出拡大のための実践 的調査



畜産物輸出特別支援事業

≪主な事業内容≫

【10億円】

- モモ肉・バラ肉等の多様な部位の輸出に向けた実践的調査
- LL牛乳の共同輸送を始めとする牛 乳乳製品の冷凍・輸送技術の実証
- 〇 海外でのプロモーション活動の強化



青果物輸出特別支援事業

《主な事業内容》

【5億円】

- 植物検疫条件を満たすのに必 要な機材の整備
- 輸出先国の残留農薬基準に 対応した防除暦の作成
- 〇 低温貯蔵・輸送技術の実証等 によるコールドチェーンの確立

茶輸出特別支援事業

≪主な事業内容≫

【2億円】

- 〇 新たな抹茶加工技術の実証
- 輸出相手国における日本と同 等の残留農薬基準の設定



木材製品輸出特別支援事業

≪主な事業内容≫

【1億円】

- 日本の加工技術を活かした木材 製品のブランド化
- 〇 輸出先国における販売促進活動







水産物輸出拡大緊急対策事業

≪主な事業内容≫

【55億円】

- 大規模な拠点漁港において、共 同利用施設等を整備
- 〇 水産加工施設のHACCP基準を満たすための改修整備や機器整備の支援
- 〇 プロモーション活動等の 実施



輸出促進に向けた緊急対策のうち 日本食魅力発信輸出促進緊急対策事業【3億円】

海外メディアの活用やメディアと連携した料理講習会等の品目横断的なプロモーションによる日本食魅力発信、海外 消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施。

≪主な事業内容≫

- ー海外メディアを活用することで広範な消費者の日本食材 への関心を喚起
- ー品目別の取組とメディア活動を連動させた料理講習会 等プロモーション活動
- -海外消費者の意識購買行動実態調査・分析等の実施











農畜産物輸出拡大施設整備事業【43億円】

輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援。

≪主な事業内容≫

- 高度な衛生基準を満たすHACCP対応の施設の整備
- コールドチェーンシステムの確保に資する低温保管施設の整備
- 輸出先国のニーズに対応した加工処理施設の整備



HACCP対応することにより 輸出先の衛生基準に対応

(年度 田 オ ス ニ ト 1)

低温管理することにより コールト・チェーンシステムを確立

日本発食品安全管理規格策定推進緊急調査事業_[O. 1億円]

国際的な取引に通用する日本発の食品安全管理規格・認証スキーム等の策定を推進するための緊急調査等を実施。

≪主な事業内容≫

- 1. 規格・認証スキーム、ガイドライン等の具体的ニーズの調査
- 2. 規格、ガイドライン等の普及、活用のための調査



地域材利用拡大緊急対策事業

【1.800百万円】

- 対策のポイント ——

山村地域の重要な産業である林業・木材産業を活性化するため、地域材の 需要を増大させる総合的な取組を支援します。

<背景/課題>

- ・戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、**山村に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林業の成長産業化を実現するためには地域材の需要拡大を図る**ことが課題となっています。
- ・平成27年9月に公表された平成26年の木材自給率は26年ぶりに30%を回復したところですが、平成27年の需要の内訳を見ると、燃料用を始めとしたC・D材の需要が大幅に増加する一方、木造一戸建住宅の着工の低迷から、林業の収益確保の主役であるA材の需要が減少しています。
- ・このため、地域材の良さを発信し需要を増大させるとともに、地域材を利用する木材 関係者等が連携して行う取組等を総合的に支援し、山村地域の重要な産業である林業 ・木材産業を活性化させていく必要があります。

政策目標 —

国産材の供給・利用量の増加

(2.174万㎡ (平成25年度) →3.900万㎡ (平成32年度))

<主な内容>

1. 地域材利用の木材関係者等への支援対策

住宅等における地域材の需要拡大を図るため、各地域又は全国の木材関係団体が 工務店・製材業者・素材生産業者等の関係者で構成する協議会を設置して行う、地 域材の需要拡大に向けた以下の取組等を支援します。

- ・展示会、消費者向けセミナーの開催等を通じて、消費者に地域材利用のコスト等 の優位性・意義を訴求する取組
- ・地域材を利用した住宅・木材製品の設計者等への各種研修会・技術指導等の取組
- ・木材流通の合理化による低コスト化や地域の気候風土に適合した**住宅の工法・住 宅資材の開発・試作等**を行う取組
- ・低層非住宅建築物の一般流通材による木造化のための設計法やコスト等の優位性 の情報発信・広報活動の取組
- ・中大規模木造施設等の建設を容易にするための部材の標準化等、**地域材利用を推 進するための課題の整理及び技術的検討**を行う取組

補助率:定額

事業実施主体:民間団体等

2. 木材の新規用途の導入促進事業

CLT(直交集成板)建築の施工性のデータ収集等を目的とした建築物の実証、 製材用材の利用価値を高める技術開発など地域の特性に応じた木質部材や工法の開発・普及等の取組を支援します。

補助率:定額、3/10事業実施主体:民間団体等

3. 広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策

広葉樹材の活用による**原木しいたけの生産性や品質向上のために必要な生産資材 の導入を支援**します。

> 補助率:定額 事業実施主体:民間団体等

お問い合わせ先:

1、2の事業 林野庁木材産業課 (03-6744-2294)

3の事業 林野庁経営課 (03-3502-8059)

背景

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山村に広がる豊富な森林資源を循環利用し、地域材の需要拡大を図り、林業の成長産業化を 実現することが必要。

実施内容

地域材の良さを発信し需要を増大させるとともに、地域材を利用する木材関係者等が連携して行う取組等を総合的に支援。

(1)地域材利用の木材関係者等への支援対策

○住宅等における地域材の需要拡大を図るため、各地域又は全国の木材関係団体が工務店・製材業者・素材生産業者等の関係者による協議会 を設置し、以下の取組等を支援。

展示会、消費者向けセミナー の開催等の訴求活動

地域材を利用した住宅・木材製品 の設計者等への各種研修会・技 術指導等の取組

木材流通の合理化、工法・ 住宅資材の開発等の取組

一般流通材を利用した低層非 住宅建築物の木造化のため の情報発信・広報活動の取組

中大規模施設等の木造化に 向けた課題の整理及び技術 的検討を行う取組



木造住宅の展示会



住宅の設計者等への研修会



による流通の合理化



木造化のための情報発信



部材の標準化の検討

(2)木材の新規用途の導入促進事業

OCLT(直交集成板)建築物の実証、地域の特性に応じた木質部材や工法の 開発・普及等の取組を支援。



施工性のデータ収集等を目的とした CLT建築物の実証



木質部材や工法の開発・普及

(3) 広葉樹材の活用によるしいたけ生産支援対策

○広葉樹材の活用による原木しいたけの生産性や品質向上 のために必要な生産資材の導入を支援。





広葉樹の活用による原木しいたけ生産

森林・林業人材育成対策 (「緑の雇用」現場技能者育成対策事業)

【300百万円】

- 対策のポイント ------

急増する国産材需要に対応するため、「緑の雇用」事業の一環として、トライアル雇用及び基本的な技術等を習得するための研修等を支援します。

く背景/課題>

- ・国産材の安定供給を図るためには、地方の豊かな森林資源の循環利用による**林業の成** 長産業化を担う現場技能者の確保・育成を推進していく必要があります。
- ・特に、急増する国産材需要に対応するため、森林施業の即戦力として活躍できる人材 が求められている中、新規就業者等が安心して働けるよう、早急に林業就業に必要な 知識・技術を習得させる必要があります。

政策目標 —

現場管理責任者等を5,000人育成(平成32年度)

<主な内容>

林業労働への適性の見極めや林業の作業実態等の理解を通じて、林業事業体と就業希望者双方の不安を解消するためのトライアル雇用及び新規就業者が基本的な技術等を習得するための研修等を支援します。

・研修生1人当たり9万円/月等を助成

補助率: 定額

事業実施主体:全国森林組合連合会

[お問い合わせ先:林野庁経営課 (03-3502-8048)]

鳥獣被害防止対策の推進

【1.300百万円】

対策のポイント —

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進します。

<背景/課題>

- ・野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円 の規模で推移しています。
- ・野生鳥獣による被害は、経済的被害のみならず、営農・林業経営意欲の減退や耕作放棄地の増加等の一因にもなるなど**深刻な状況です**。
- ・このような中、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」(平成25年12月環境省・農林水産省決定)における野生鳥獣半減等の目標を達成するためにも、繁殖期である平成27年度後半から年度末にかけての捕獲の強化が喫緊の課題となっています。
- ・また、平成27年10月にはシカの生息密度が公表され、**高密度のエリアが広域に及んでいることが明らかに**なりました。
- ・このため、野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進することが重要です。

政策目標

野生鳥獣を約13万頭捕獲(平成27年度)(本補正予算によるシカ、イノシシの捕獲数の合計)

<主な内容>

1. 鳥獸被害防止総合対策交付金

1, 200百万円

市町村が策定した「被害防止計画」に基づき実施される捕獲強化の取組を推進するため、**捕獲活動経費を支援**するとともに、**一斉捕獲活動や捕獲資材の導入**などの地域ぐるみの活動等を支援します。

2. シカ被害対策緊急捕獲等事業

100百万円

シカによる森林被害が深刻な地域において、森林におけるシカの生息状況やシカ被害の実態を踏まえながら、地方公共団体等と連携し、**広域かつ緊急的な捕獲等を** 実施します。

(事業実施主体: 国)

お問い合わせ先:

1の事業 農村振興局農村環境課鳥獣対策室(03-3591-4958) 2の事業 林野庁経営企画課 (03-6744-2322)

鳥獣被害防止対策の推進(平成27年度補正予算)

【1.300百万円】

野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するための捕獲強化の取組を推進。

鳥獸被害防止総合対策交付金

【平成27年度補正予算額 1,200百万円】

野生鳥獣の生息数の増大とともに分布域が拡大し、農作物被害金額は年間約200億円の規模で推移。 環境省及び農林水産省において、シカ・イノシシ・サルの生息数等を平成35年度までに半減させる目標を設定。 野生鳥獣の増加等に伴い、繁殖期である平成27年度後半から年度末にかけての捕獲推進が課題。

■野生鳥獣の生息数の増大 300万頭 シカの個体数推定(北海道除く) 【環境省公表資料より】 約249万頭 2012年度末 (中央値) 200万頭 100万頭 の頭

■抜本的な鳥獣捕獲強化対策(平成25年12月環境省・農林水産省決定) 当面の捕獲目標 シカ・イノシシの生息頭数を10年後までに半減 シカ・インシ 生色頭数(の) <mark>413万頭</mark> ※23年度の頭数は、作成時点における推計値 325万頭 【捕獲事業の強化】 【捕獲従事者の育成・確保】 約210万頭 200 約160万頭 5年後(平成30年度) に必要に応じて見直し イノシシ* イノシシ 88万頭 約50万頭 現状(平成23年度 10年後(平成35年度)

緊急的な捕獲の強化が必要

【事業内容】

〇 捕獲強化の取組を支援(取組事例)



【支援単価】

- ・捕獲1頭あたり8,000円以内 シカ、イノシシ、サル等の成獣
- ・捕獲1頭あたり1,000円以内 その他の獣種及び上記の幼獣
- 捕獲1羽あたり200円以内



- 捕獲資材の導入
 - 斉捕獲活動の実施

1/2以内等

【補助率】

【事業実施主体】 地域協議会、民間団体 等

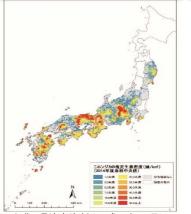
【交付率】都道府県へは定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)

シカ被害対策緊急捕獲等事業

【平成27年度補正予算額 100百万円】

平成27年10月にシカの密度分布図が公表され、高密度のエリアが広域化していることが明らかに。 高密度の地域では、シカによる森林への被害の拡大とそれに伴う国土保全等の公益的機能の発揮に支障 をきたす恐れ。

■ シカの推定生息密度(頭/km2) 2014年度当初中央值



出典:環境省資料(平成27年10月)

■ シカの食害による森林の有する公益的機能 への影響 (事例:四国森林管理局)



緑豊かな下層植生



土砂流出や崩壊等が 発生し、森林の持つ 国土保全機能が低下

【事業内容】

広域かつ緊急的なシカ捕獲等を実施 (シカ捕獲手法の例)





くくりわな(設置の様子) 移動式囲いわな

【事業実施主体】国

森林整備事業・治山事業(公共)

【22.010百万円】

- 対策のポイント -

国土保全等の森林の公益的機能の発揮に向けて、水土保全機能を強化する必要のある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を行います。

<背景/課題>

- ・台風等により、立木の風倒被害、手入れ不足な森林における土壌流出、林道の損傷等が全国各地で発生しており、今後の被害拡大や林地崩壊等の新たな災害の発生を防ぐとともに、地球温暖化防止対策としての森林吸収量の確保にも資するため、被害森林の復旧や間伐等の森林整備を実施する必要があります。
- ・また、集中豪雨等による山地災害が全国各地で頻発しており、国民の生命・財産を守るため、さらなる災害の発生防止に向けて、**荒廃山地の復旧等を実施する必要**があります。

政策目標

- ○周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加 (5.5万集落(平成25年度)→5.8万集落(平成30年度))
- 〇森林吸収量3.5%(平成2年度比)の確保に向けた間伐の実施 (平成25年度から平成32年度までの8年間の年平均:52万ヘクタール)

<主な内容>

1. 森林整備事業

17.066百万円

台風等による被害森林の復旧、水土保全機能を強化する必要のある森林における 水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施し ます。

> 水源林造成事業 森林環境保全直接支援事業

3,500百万円 6,316百万円

環境林整備事業

1,750百万円

国有林森林整備事業

5,500百万円

国費率:10/10、3/10等

事業実施主体:国、都道府県、市町村、

国立研究開発法人 森林総合研究所、森林所有者等

2. 治山事業

4.944百万円

集中豪雨や台風等により発生した山地災害箇所等であって、今後の降雨等により 人命・財産に被害が及ぶおそれのある森林について、**早急に復旧整備を実施**します。

復旧治山事業

3,750百万円

民有林直轄治山事業

638百万円

国費率:10/10、2/3、1/2等

事業実施主体:国、都道府県

お問い合わせ先:

1の事業 林野庁整備課 (03-6744-2303)

2の事業 林野庁治山課 (03-6744-2308)

森林整備事業•治山事業

平成27年度補正予算額: 森林整備事業 171億円 治山事業 49億円

各地で集中豪雨や台風等による山地災害や水害、風害等が発生しており、さらなる災害の発生防止に向けて、水土保全機能を強化する必要のある森林において間伐等の森林整備を行うとともに、荒廃山地の復旧整備等を実施。

- ○『森林整備事業』→台風等による被害森林の復旧や、水土保全機能を強化する必要のある森林における水害等の被害軽減に資する間伐等の施業及びこれらに必要となる路網整備を実施。
- ○『治 山 事 業』→治山施設の整備等による荒廃山地の復旧等を実施。

森林整備事業

台風等による被害森林の復旧や 水土保全機能を強化する必要の ある森林における水害等の被害 軽減に資する間伐等の施業及び これらに必要となる路網整備を 実施。





路網整備のイメージ



治山事業

集中豪雨等に起因する土砂・流木の流出や崩壊、火山地域における土石流などの災害を防止するための治山対策を実施し、安全・安心を確保。





治山対策による復旧等のイメージ